

山口県労働委員会「個別労働関係紛争あっせん」の御案内

山口県労働委員会では、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条第1項に基づく「あっせん」を実施しています。

労働者個人と事業主との間で、労働条件や解雇などをめぐり、話し合いがまとまらずに生じた紛争について、労働委員会の委員があっせん員(公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(企業経営者等)による三者構成)として、公正・中立な立場から、話し合いによる解決をお手伝いします。

●実施方法

無料、非公開、非対面方式(トラブルになっている双方が顔を合わせることがなく、冷静に話を進めることができます。)で行います。

あっせんは山口県庁内で行いますが、県総合庁舎で実施できる場合もあります。

●手続

労働者と事業主のいずれからでも申請できます。

提出書類は原則あっせん申請書のみで、裁判や労働審判と比較して簡便です。その他、参考資料の提出も可能です。

●解決方法

多くの場合、書面による合意(清算条項付き)を取り交わすことにより紛争の解決を図ります。

成立した合意は民法上の和解契約となります。したがって、紛争当事者の一方が合意で定められた義務を履行しない場合には、他方当事者は、債務不履行として訴えることができます。

●申請例

労働者からの「配置転換命令撤回、未取得有給休暇の補償、解雇(雇止め)撤回、パワハラ謝罪・慰謝料支払」の要求 等

※現に雇用されていなくても、例えば、事業主から解雇され、その当否をめぐり紛争を提起している人は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律上の「労働者」に該当します。

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県労働委員会事務局

Tel : 083-933-4444 Fax : 083-928-7072

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/174/25837.html>

労働委員会とは、労働関係の公正な調整を図る等の目的で、労働組合法に基づき国及び各都道府県に設置された独立行政委員会です。